

別記 設計 VE

- 受託者は、当該設計業務の途次において委託者が設計 VE を実施するに当たり、その実施に協力しなければならない。

ア 設計 VE 協力業務の概要

- (ア) 設計 VE は、「世田谷区 VE 委員会」が実施するものとする。
- (イ) 設計 VE 実施の時期
- a 当該設計業務の後半段階とする。(令和 8 年 1 月～令和 8 年 3 月)
 - b 実施の詳細なスケジュールは、監督員が別途通知する。
 - c 設計 VE 実施期間は、3 ヶ月間とする。

イ 設計 VE への協力

- (ア) 受託者は、設計 VE 作業開始前までに基本設計を完了させ、以下の書類を提出するものとする。
- i) 基本設計図書 (A 3 クリップ留め)
 - ii) 工事概算書
 - iii) その他監督員が指示する資料
- ※ 提出部数は、監督員の指示による。
- (イ) 設計 VE 委員会における設計概要説明の際、受託者は監督員の求めに応じて設計 VE 委員会に出席し、説明の補助をするものとする。

ウ VE 提案事項の取扱い

- (ア) 受託者は、監督員が VE 提案された項目の採否の検討をするに当たり、監督員の指示により、技術的検討および設計数量の算出を行い、その結果を報告するものとする。(書式は所定の様式による)
- (イ) 受託者は、監督員が(ア)の結果に基づき設計の変更を指示した場合は、必要な変更を行うものとする。
- (ウ) 「1.1 設計図書の提出」に定める成果物への、(ア)の結果の反映は行わない。